



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会
(11月定例会)



日時：令和4年11月18日（金）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) チラシ『令和4年分以降の確定申告は「在宅」で』の掲出について
【掲出依頼】(神奈川県税務署)
- (2) みんながつながるまちのつどい(第38回神奈川県社会福祉大会)について
【情報提供】(神奈川県社会福祉協議会)
- (3) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた広報について
【掲出依頼】(健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当)
- (4) 令和5年神奈川県消防出初式について
【情報提供】(神奈川県消防署総務・予防課)
- (5) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について
【情報提供】(総務課)
- (6) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う推薦結果について
【報告】(福祉保健課)

- (7) 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結について
【協力依頼】(福祉保健課)
- (8) 横浜市保健活動推進員の推薦について 【推薦依頼】(福祉保健課)
- (9) 令和5・6年度横浜市環境事業推進委員の推薦について
【推薦依頼】(資源循環局神奈川事務所)
- (10) 第34期横浜市スポーツ推進委員の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課)
- (11) 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施
について 【アンケート回答依頼】(地域振興課)
- (12) コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について
【情報提供】(地域振興課)
- (13) 第11回神奈川区小学校音楽フェスティバルについて
【情報提供】(神奈川区青少年指導員協議会)
- (14) 「防犯対策電話録音機」の無償貸出について
～65歳以上の方を対象を拡大～ 【情報提供】(地域振興課)
- (15) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)
- (16) 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」12・1月号に
ついて 【掲出依頼】(地域振興課)
- (17) 令和5年神奈川区スポーツ協会新春懇親会の中止について
【情報提供】(神奈川区スポーツ協会)

※(3)、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)は市連会からの議題
です。

《12・1月定例スケジュール》

(地域振興課)

① 12月区連定例会について

例年どおり休会です。

② 12月の配送便（白袋）について

当初予定どおり休止です。

③ 1月区連定例会について

◇日時：令和5年1月18日（水）13時30分～

（※開始時刻は当初予定から変更となっています）

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

④ 1月の配送便（白袋）について

1月の配送便は1月25日（水）までに送付予定です。

議 題

1 チラシ『令和4年分以降の確定申告は「在宅」で』の掲出について

掲出依頼

税務署ではスマートフォンやパソコンを利用した自宅からの e-Tax 申告を推進しています。この度、神奈川税務署では e-Tax とマイナンバーカード取得を促進することで、納税者の利便性向上等を図るため、チラシを作成しました。

つきましては、11月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【e-Tax 申告のメリット】

- 1 自宅から e-Tax 申告をすることが感染症感染防止対策になること
- 2 相談・提出に来署する必要がなく、納税者利便に資すること
- 3 申告書入力や地方公共団体の閲覧事務の効率化に資すること

【令和5年1月からの機能追加の例】

- 1 スマートフォンで青色申告決算書や収支内訳書の作成が可能になる
- 2 マイナポータル連携を利用した自動入力の対象が拡大される
- 3 申告時のマイナンバーカードの読み取り回数が1回に削減される

※ なお、令和5年1月に、申告書作成会場の開設期間・場所等の掲出依頼を予定しております。

【問合せ先】

神奈川税務署 個人課税第1部門 電話：544-0141 FAX：544-9430

2 みんながつながるまちのつどい（第38回神奈川県社会福祉大会）について

情報提供

地域福祉の一層の推進を図ることを目的として例年2月に開催しております「みんながつながるまちのつどい（第38回神奈川県社会福祉大会）」について、情報提供させていただきます。

2か年にわたり開催を見送っておりましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため規模を縮小して、下記のとおり開催いたします。

【開催概要】

- ◇日 時 令和5年2月10日（金）14:00～15:30
- ◇場 所 神奈川公会堂
- ◇内 容 ①福祉活動功労者への感謝状贈呈式
②福祉保健活動団体活動紹介 他
講師：豊田 宗裕 氏（聖徳大学 心理・福祉学部 教授）
- ◇参加対象 各地区連合自治会町内会、各地区社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員協議会 他 200名程度
- ◇主 催 神奈川県社会福祉協議会・神奈川県役所

【広報等】

令和5年1月上旬頃、各地区連合自治会町内会長の皆様へ開催のご案内を郵送させていただきます。

なお、11月区民児協地区会長会及び12月地区社協会長・事務局会議にて出席依頼をいたします。

【問合せ先】

神奈川県社会福祉協議会 担当：村瀬・松本 電話：311-2014 FAX：313-2420
福祉保健課 担当：岡崎・北村・金屋 電話：411-7136 FAX：316-7877

3 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた 広報について

掲出依頼

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、①<新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報チラシ>及び②<ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」>の広報用のチラシを作成しました。

つきましては、11月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましては『新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて』、『ワクチン NEWS No18』と記載されている面を表にして掲出をお願いします。

【問合せ先】

①<新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報チラシ>
健康福祉局 健康安全課 担当：曾我・嶋野 電話：671-2445 FAX：664-7296

②<ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」>
健康福祉局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 担当：鳥丸・鈴木

電話：671-4841 FAX：664-7296

4 令和5年神奈川区消防出初式について

情報提供

令和5年の新春にあたり、神奈川区の安全・安心を誓うとともに、防災機関、関係団体等の士気の高揚を図ることを目的として神奈川区消防出初式を挙ります。

【概要】

◇日 時：令和5年1月7日(土) 10:00~12:00

◇場 所：横浜市民防災センター(神奈川区沢渡4-7)及び
沢渡中央公園(神奈川区沢渡4-1 市民防災センター隣)

◇実施内容：①式典 ※招待者のみの参加

市民防災センター

②演技等 ※観覧自由

沢渡中央公園

はしご車搭乗体験(事前申込)、車両展示、区内学校演技、一斉放水など

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 庶務係 担当：中山・中野 電話・FAX：316-0119

5 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

情報提供

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。

つきましては、11月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

【概要】

◇対象者：①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日）

②家計急変世帯

※いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

◇支給額：1世帯あたり5万円（支給は1回のみ）

◇申請受付期間：令和4年11月15日から令和5年1月31日まで

◇申請手続：世帯の状況により、必要な手続が異なります。

なお、令和4年度住民税非課税世帯のうち、臨時特別給付金を横浜市から受給している世帯については、申請手続が不要となる場合があります。

【その他】

詳細を横浜市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/hikazeimukekyufu/kakakukotokyufu/kakakukoto.html>

に掲載しているほか、広報よこはまへの記事掲載や市民利用施設へのチラシの配架も行っています。

【問合せ先】

◇制度全般について

横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター：0120-045-320

◇資料について

健康福祉局 総務課 臨時特別給付金担当 担当：吉田・高橋

電話：671-4754 FAX：664-4739

6 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う 推薦結果について

報 告

民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選にあたりましては、候補者を御推薦いただくとともに、地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会の開催に御協力いただき、誠にありがとうございました。

御推薦いただいた候補者につきまして、横浜市民生委員推薦会、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会における審査を経た結果、全ての候補者について適任であると認められましたので、横浜市長より厚生労働大臣へ推薦し、12月1日付にて委嘱される予定です。なお、推薦結果については、御推薦いただいた自治会町内会長及び候補者あてに通知済みです。

※連長までの報告です。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・瀧澤・高橋 電話：411-7132 FAX：316-7877

7 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結について

協力依頼

神奈川区では発災時に要援護者の安否確認や避難・救出活動が円滑に行われるよう、地域における要援護者支援の取組を支援する一環として、希望する自治会町内会と協定を締結し、災害時要援護者名簿を提供しています。

(※ 109 自治会町内会と協定を締結済み)

令和5年度から新規に災害時要援護者名簿の受領を希望される場合について、協定未締結の自治会町内会長様あてに受付期間等のお知らせを郵送でお送りいたします。

【お知らせの概要】

- ◇対象：令和5年度から新規に災害時要援護者名簿の受領を希望する町会
- ◇受付期間：令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）まで
- ◇申込方法：福祉保健課までご連絡ください。

※協定未締結の自治会町内会長様あてに11月下旬までに郵送で送付します。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・大津・高橋 電話：411-7131 FAX：316-7877
(名簿作成に関すること)
高齢・障害支援課 相談支援係 担当：保坂・富士 電話：411-7097 FAX：324-3702

8 横浜市保健活動推進員の推薦について

推薦依頼

現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月31日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、11月の配送便にて各自治会町内会長様あて推薦関係書類をお送りいたしますので、御推薦をお願いいたします。

【概要】

- ◇任期：2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日まで）
- ◇要件：委嘱時に原則78歳未満であること 等
- ◇推薦人数：単位自治会・町内会あたり1名からを目安
- ◇活動内容：地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。
- ◇推薦期限：令和5年2月24日（金）必着

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：中山・齊藤 電話：411-7138 FAX：316-7877

9 令和5・6年度横浜市環境事業推進委員の推薦について

推薦依頼

ヨコハマ3R夢（スリム）プランを進めていくうえで、重要な役割を担う環境事業推進委員の任期が終了することに伴い、新たに委嘱する環境事業推進委員の御推薦をお願いいたします。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あて推薦関係書類をお送りいたします。

【概要】

- ◇任期：2年（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）
- ◇推進委員の主な活動
 - ・ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
 - ・地域の清潔保持
 - ・環境事業に関する意見及び情報の提供等
- ◇推薦期限：令和5年2月24日（金）必着
- ◇提出先：資源循環局神奈川事務所

【問合せ先】

資源循環局 神奈川事務所 電話：441-0871 FAX：441-5938

10 第34期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

推薦依頼

各地域で御活躍をいただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あてに推薦関係書類をお送りいたしますので、第34期委員の御推薦をお願いいたします。

【委員概要】

◇任期：2年（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

◇職務：地域スポーツの推進ほか

【依頼事項】

◇提出物：第34期横浜市スポーツ推進委員推薦報告書の提出

◇提出期限：令和5年2月24日（金）

【問合せ先】

地域振興課 スポーツ振興担当：壽美・門田 電話：411-7092 FAX：323-2502

11 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について

アンケート
回答依頼

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答したことをうけ、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせいただきたいと思います。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あてに調査票等をお送りいたしますので、ご協力をくださいますようお願いいたします。

◇回答方法：横浜市電子申請・届出システム、返信用封筒による調査票の郵送

◇回答期限：令和5年1月4日（水）

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：川口・江口 電話：671-2317 FAX：664-0734

12 コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について

情報提供

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和2年度に御提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

13 第11回神奈川区小学校音楽フェスティバルについて

情報提供

今年度（第11回）は、3年ぶりに区内小学校6校の参加により開催いたしますのでお知らせ致します。なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、来賓のご招待及び一般の方の来場は行いません。

【概要】

- ◇名称：第11回神奈川区小学校音楽フェスティバル
- ◇開催日時：令和4年12月3日（土）10：00～11：50（※開場9：30）
- ◇場所：神奈川公会堂（神奈川区富家町1-3）
- ◇主催：神奈川区青少年指導員協議会

【ご連絡内容】

- (1) 地区連合町内会長様は、当日、ご来場、ご鑑賞いただけます。ご来場の際は、別添のプログラムをお持ちの上、受付にご提示ください。
- (2) 例年、各地区連合町内会にご協力いただいております協賛金については、今回はご依頼いたしません。

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

神奈川区青少年指導員協議会事務局（地域振興課） 担当：壽美・上段
電話：411-7093 FAX：323-2502

14 「防犯対策電話録音機」の無償貸出について ～65歳以上の方に対象を拡大～

情報提供

「防犯対策電話録音機」の無償貸出を原則として65歳以上の方に対象を拡大し、申請を受け付けます。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

【事業の概要】

- ◇対象：①65歳以上の単身世帯または、65歳以上のみの世帯
②同居している人が勤務等で不在のため、日中は65歳以上のみとなる世帯
 - ◇貸出台数：110台予定
 - ◇募集期間：令和4年12月1日（木）から令和5年3月17日（金）まで
- ※先着順で貸出台数に達した時点で終了となります。

【問合せ】

地域振興課 担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」12月号を11月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・霜山 電話：671-2584 FAX：664-9533

16 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」12・1月号について

掲出依頼

神奈川県区民活動支援センターでは、生涯学習・市民活動で活躍している人やこれから何かを始めようとする人を応援するための情報誌「ぐろーばる・あい」を隔月で発行しており、この度、12・1月号を発行します。

つきましては、11月の配送便にて「ぐろーばる・あい」12・1月号をお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、「ぐろーばる・あい」は全4ページの体裁ではありますが、掲出いただく際は1ページ目（表紙）を表にして掲出をお願いします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・佐井 電話：411-7092 FAX：323-2502

17 令和5年神奈川県スポーツ協会新春懇親会の中止について

情報提供

例年開催しております神奈川県スポーツ協会新春懇親会につきましては、今年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することとなりましたのでお知らせします。

【主催】神奈川県スポーツ協会

【問合せ先】

神奈川県スポーツ協会事務局（地域振興課） 担当：壽美・福島
電話：411-7093 FAX：323-2502

神奈川県税務署からのお知らせ

令和4年分以降の 確定申告は、 「在宅」で！



神奈川県マスコットキャラクター かめ太郎



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



©横浜市港北区ミズキー

自宅からe-Taxを利用する方法

まず最初に！

確定申告書等
作成コーナーへアクセス



作成コーナー



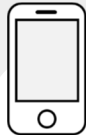
イチオシ！

マイナンバーカード方式で申告

必要なもの



マイナンバーカード



スマホ
(又はパソコン)



アプリ
「マイナポータル」

⇒
マイナンバーカードを
お持ちでない方はこちら
⇒

マイナンバーカードの発行申請



オンライン申請が
オススメ！

マイナンバーカード
の申請・受取方法は
←こちらから



ID・パスワード方式で申告

必要なもの



スマホ
(又はパソコン)



ID・パスワードの届出完了通知

i ID・パスワードの届出完了通知は、税務署で発行しています

申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。混雑を避けるため、年内の手続きがおすすめです。

※ ID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応です。

「自宅からe-Tax」のメリット

01 印刷・郵送代



02 添付書類の提出※



※一部書類を除きます。

03 申告書作成会場
での待ち時間



04 事業・不動産所得がある方

青色申告決算書及び
収支内訳書が
スマホで作成可能に！



NEW!!

さらに！還付金が3週間程度で還付されます！（書面・申告書作成会場の場合は1か月～1か月半程度）

お問い合わせ

神奈川県税務署(代表):045-544-0141

個人課税第1部門(音声案内に従い番号「2」を選択してください)

自治会・町内会長

横浜市長 山中 竹春

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた広報について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え様々な対策を進めているところであり、この度、①<新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報用チラシ>及び②<ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」>を作成いたしました。

つきましては、これらについて周知を図るため、各自治会・町内会の掲示板上へのチラシの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましてはそれぞれ下記の面を表にして掲出をお願いします。

①

②

担当

①について 健康福祉局健康安全部健康安全課
曾我・嶋野

電話 045 - 6 7 1 - 2 4 4 5

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp

②について 健康福祉局健康安全部健康安全課
ワクチン接種調整等担当 鳥丸・鈴木

電話 045 - 6 7 1 - 4 8 4 1

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-vaccine@city.yokohama.jp

新型コロナとインフルエンザの 同時流行に備えて

新型コロナ検査キットを常備しましょう

使用できる抗原検査キットは
外箱に「体外診断用医薬品」、「第1類医薬品」と書かれたものです

【注意】「研究用」では陽性者登録窓口に登録できません。

その他、常備しておくといもの

市販の解熱鎮痛薬

常用している薬
日持ちする食料(5~7日分)
体温計

など



感染を防ぐための3つのポイント

ポイント①

こまめな手洗い



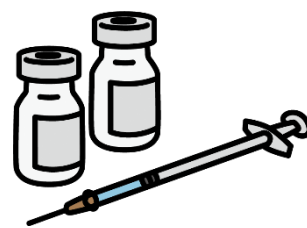
ポイント②

必要な場面での
マスク着用



ポイント③

早めの予防接種



その他、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、

特設サイト

横浜市 新型コロナ



横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター(24時間)

TEL 0120-547-059 / FAX 045-846-0500

発行:横浜市健康福祉局健康安全課 令和4年11月

抗原検査キットについて

購入するときは、外箱の表示を確認してください。

医療用医薬品について

外箱に「**体外診断用医薬品**」の表示があります。

購入できる薬局はこちら



一般用医薬品について

外箱に「**第1類医薬品**」の表示があります。

インターネット等で購入可能です。
製品情報などについてはこちら



熱があるとき、どうしたらいいの？

次のいずれかに当てはまるものがありますか？

- (1) 65歳以上
- (2) 妊婦
- (3) 小学生以下のお子さま
- (4) 基礎疾患等の重症化リスク(*)がある方

※重症化リスクについては特設サイトをご覧ください

熱がある…
コロナかも…



ない ↓

ある ↓

常備があれば
すぐできる！

事前に
連絡！

医療機関検索



検査キットで自己検査

医療機関を受診

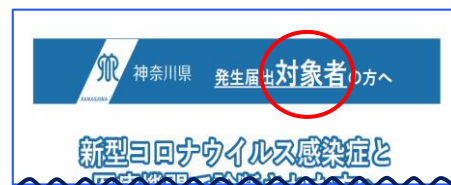
陰性だったら

陽性だったら

自宅等で療養

受診を希望される場合には、
電話診療・オンライン診療の
活用や、かかりつけ医の受診
もご検討ください。

医療機関でどちらのチラシをもらいましたか？



神奈川県・横浜市から
連絡があります

「陽性者登録窓口」に登録をお願いします

登録は
こちら



・症状が悪化した場合の相談先(「コロナ119」)の
電話番号をお知らせします。



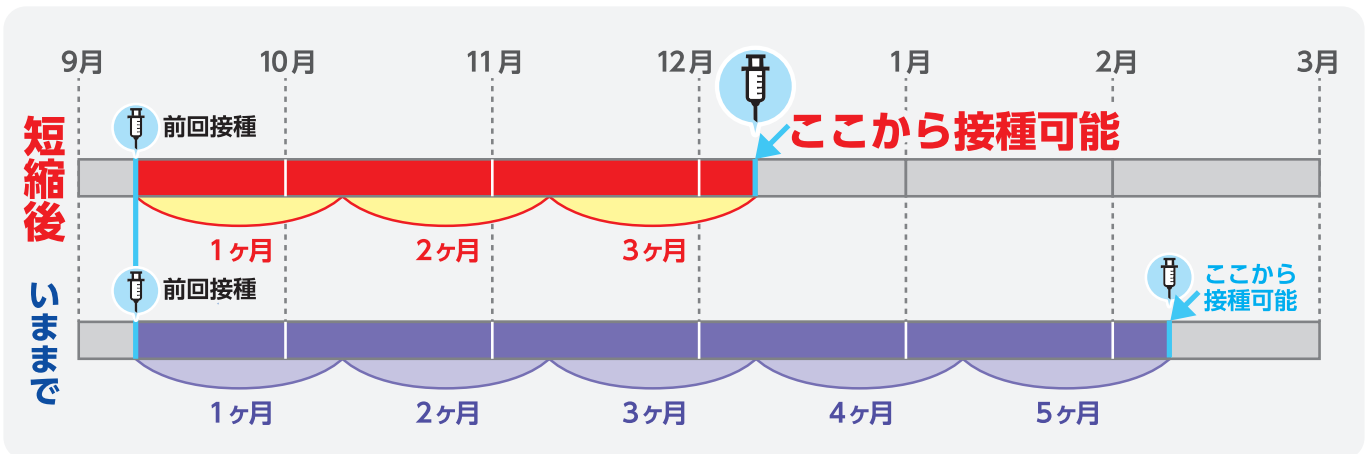
ワクチンNEWS No.18

*令和4年10月26日時点の情報に基づき作成しています。国の方針等に変更があった場合、内容が変更となる可能性があります。

オミクロン株対応ワクチン 接種間隔が 5か月⇒3か月に短縮されました

例えば

9月中に前回接種を終えた方は、
年内の接種が可能です。



! オミクロン株対応ワクチンは、一人1回の接種となります。

お手元の接種券で、 すぐに予約ができます。

- すでに接種券が届いている方は、そのままご使用できます。
- 「5か月後」の日付が書かれていても、その日付の2か月前から接種できます。

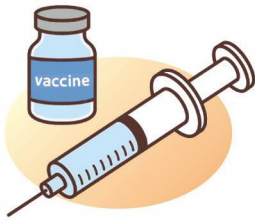


新型コロナウイルスワクチン
COVID-19 Vaccination Voucher

2022年9月16日現在、
接種可能となるのは前回接種から
5か月を経過した日以降ですが、
オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は
今後短縮が予定されています。
※接種間隔がいつ短縮されるかについては
国の発表や市のウェブサイト・広報等をご確認ください。

あなたの5回目接種可能日は4回目接種から5か月後の
2022年12月25日以降
です（今後5か月後から短縮が予定されています）

この場合の接種可能日は
10月25日以降に
なります。



オミクロン株対応ワクチンとは

【接種の対象者】

従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

【効果】

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されています。**

【副反応】

注射した部分の痛み、頭痛、疲労、発熱等がありますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

*厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A 参照

今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことも期待されています。



お早めの接種予約がおすすめです

接種間隔の短縮により、年内に接種の予約集中が予想されます。今後の流行拡大やインフルエンザとの同時流行に備えるためにも、早めの接種予約をご検討ください。



予約方法

市が予約を受け付ける接種場所

●市予約専用サイト



●市公式LINE



●予約センター電話(毎日9時~19時) 0120-045-112

●予約代行 郵便局(令和5年1月31日まで)・各区役所(ワクチン相談員)で実施

●FAX(耳の不自由な方専用) 045-550-4226

直接予約を受け付ける医療機関 医療機関により予約方法は異なります。

お問合せは **横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

☎ 0120-045-070 **FAX 050-3588-7191**
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時(電話のおかけ間違いにご注意ください) **対応言語** English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

※こちらの電話、FAX番号はお問合せ専用です。予約はできませんのでご注意ください。

または 横浜市ウェブサイト 新型コロナウイルスワクチンについて(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）
世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A「支給のお知らせ」 （11/14から発送）	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に 12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B「確認書（申請書）」 （11/15から発送）	必要事項を記入、添付書類 とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C「申請書」 （11/15から配架等）	申請書を入手し、必要事項 を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和 4年1月2日以降に 市外転入者 がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問合せ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

① 非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度*

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限 (必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
- ②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
- ③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



自治会・町内会会長 各位

横浜市神奈川区長 日比野 政芳

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月31日をもちまして任期満了となります。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、次のとおり新たな保健活動推進員を推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 委嘱日及び任期

(1) 委嘱日：令和5年4月1日

(2) 任 期：2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

※再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。

4 推薦依頼人数

単位自治会・町内会あたり1名を目安とし、地域の活動状況等に応じて複数名での活動が必要とお考えの際は、2名以上の推薦をお願いします。

5 推薦方法

各自治会・町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員推薦名簿」をご提出ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

※名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

6 推薦の期日および提出先

(1) 推薦の期日：令和5年2月24日（金）必着

(2) 提出先：〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係

※ 同封の返信用封筒で郵送にて御提出ください。

7 お願い

保健活動推進員は、2年間という期間の中で、区福祉保健センターが実施する研修の参加や地域での活動を通じて、地域の健康づくり支援という所期の職務を果たすことができます。そのため、保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

8 添付資料

- (1) 横浜市保健活動推進員の活動
- (2) 横浜市保健活動推進員規則
- (3) 各自治会町内会から保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ
- (4) 保健活動推進員推薦名簿（オレンジ色）

《 担当 》

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係：中山、齊藤

TEL：045-411-7138 FAX：045-316-7877

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

「認知症について（理解と予防）」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「歯科口腔保健の推進」「ウォーキングポイント事業等への協力と推進」等に加え、令和4年度は「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」を重点取組テーマとして活動しています。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

依頼時はオレンジ色の
用紙に印刷します。

令和5年2月24日（金）までに郵送で提出【必着】
〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和5年4月1日～7年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所	電話番号 ※ご連絡のつきやすい番号 をご記入ください	満年齢	新任・再 任の別
	神奈川区			新・再
	神奈川区			新・再
	神奈川区			新・再
	神奈川区			新・再
	神奈川区			新・再

※ 年齢欄は、令和5年4月1日現在の年齢を記入してください。

※ 氏名欄は、委嘱状を交付するため、戸籍上の氏名漢字をご記入ください。

※ 氏名、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従って適正に管理し、保健活動推進員の活動に関する目的以外には使用しません。

【お願い】

- ・名簿には氏名、住所等の個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意ください。
- ・推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること。
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること。
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること。
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること。
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満であること。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和5年4月1日から2年間（令和7年3月31日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- (3) ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和5年2月24日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- (1) 市連会11月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- (2) **推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- (3) これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0055	港南区日野南 3-1-2	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年
	TEL ()	新任・再任 昭和・平成・令和 年～()年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横浜市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名 _____

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日
受 付 者 :
委 嘱 年 月 日 : 令和 年 月 日

令和4年11月18日

自治会町内会会長 様

横浜市神奈川区長 日比野 政芳

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第34期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和5年2月24日（金）
- 3 提出先
神奈川区地域振興課
- 4 送付書類
 - (1) 第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

担当：神奈川区地域振興課 壽美、門田
電 話 4 1 1 - 7 0 9 2
F A X 3 2 3 - 2 5 0 2
Email kg-suposui@city.yokohama.jp

第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。
(人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。)

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年2月24日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9 委嘱式

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

10 配布資料

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

市民局スポーツ振興課 担当：丹羽^{にわ}、栢元^{はげもと}
電話：671-3287

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

神奈川県長

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
神奈川県		(携帯)
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われまます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願ひいたします。

1 対象者

単位自治会町内会長（2,849名）

2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

4 回答期限

令和5年1月4日（水）

5 スケジュール

令和4年 11月 11日	市連会	アンケートを依頼
11月 16日～	各区区連会	アンケートを依頼
令和5年 1月 4日	回答期限	電子申請にて回答
		※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください）
1月～3月	集計・報告	

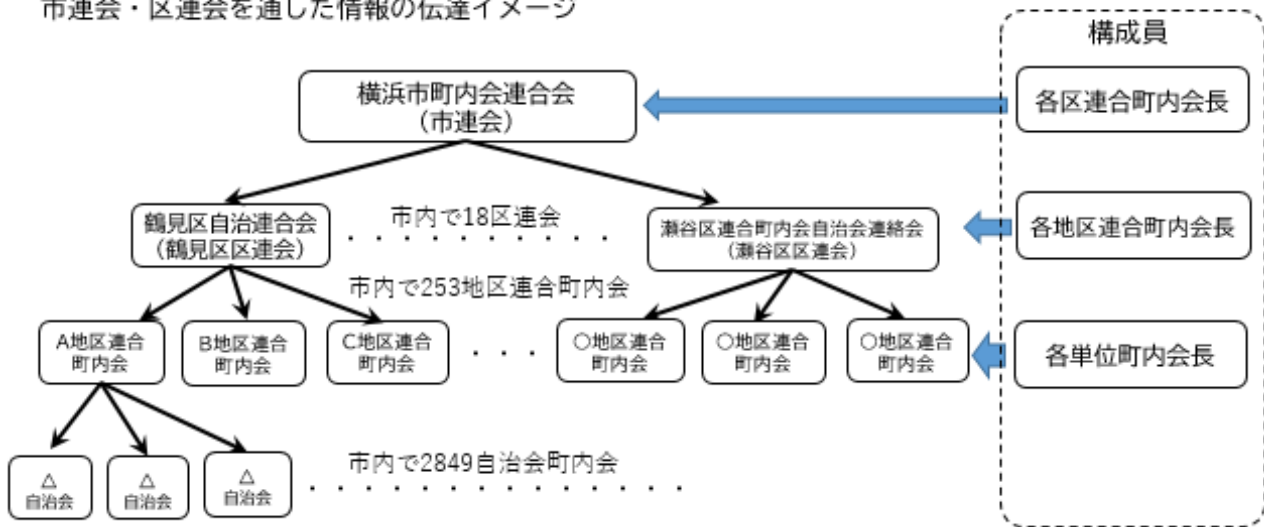
6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び
令和2年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp
〈民生委員・児童委員について〉
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】 令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】 民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

委嘱年月日	H17.12.1	H18.7.1 ～H20.7.1	H20.12.1 ～H24.12.1	H25.7.1以降
新任	原則 64歳まで 特例 65歳まで	原則 64歳まで 特例 <u>68歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 <u>概ね 74歳まで</u>	原則 68歳まで 特例 74歳まで
再任/元職	74歳まで	74歳まで	<u>概ね 74歳まで</u>	74歳まで

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございますとございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われまふ。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合が多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願ひいたします。

アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c5f83dd8-ac58-45a1-96dc-2a5d97c7c960/start>)



調査主体：横浜市役所 市民局 地域活動推進課(電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734)
健康福祉局 地域支援課(電話 045-671-4046/FAX 045-664-3622)

お住いの区

区

1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

(1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯 ②101～300 世帯 ③301～500 世帯 ④501～1000 世帯
⑤1001 世帯以上

(2) 会長の在職年数

- ①1年以下 ②2～3年 ③4～5年 ④6～10年 ⑤11～20年 ⑥21～30年 ⑦31年以上

(3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パートタイム・アルバイト ④無職

(4) 会長の年齢

- ①20代以下 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代 ⑥70代 ⑦80代 ⑧90代以上

2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

(1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと考えますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

情報の種別	A 資料+説明が 適切	B 資料提供の みが適切	C 区連会の議題に なじまない
①生命・財産に関するもの (防災関係、コロナ関連情報等)			
②日常生活に密接に関わるもの (年末のごみ収集日程等)			
③市政・区政、施策の周知を目的とするもの (市の計画案内、市民意見募集等)			
④自治会町内会活動に関連するもの (補助事業の案内、先進的な活動事例等)			
⑤報告案件(年間のごみ収集量の報告などの 事業・計画の事後報告等)			
⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(市全体が範囲のもの)			
⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼(区が範囲のもの)			
⑧地域の火災(消防)、犯罪発生状況(警察)			

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ()

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付 ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ()

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について（情報提供）

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和 2 年度に御提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

（１） コロナ禍で中止・休止・縮小した活動

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| ・ 定例会などの会合 | ・ 清掃活動 | ・ 防犯活動 |
| ・ 盆踊り、お祭り | ・ 研修会 | ・ グラウンドゴルフ大会 |
| ・ 運動会 | ・ 地域イベント（遠足など） | ・ 高齢者の居場所づくり |
| ・ 防災訓練 | ・ 敬老会 | ・ 配食サービス |

（２） 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

感染対策

- ・ アクリルパネル
- ・ CO₂ 濃度測定器、加湿器
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ 網戸サッシ新設（換気用）

防災関係（町の防災組織活動費補助の対象は除く）

- ・ 防災用品の購入（タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用ヘルメット）
- ・ 地区の防災マニュアルの作成（全戸配布用）

ICT 関連

- ・ 町内会用パソコンの購入
- ・ パソコン教室の実施
- ・ Web 会議用カメラ、Wi-Fi ルーター、モニター等の購入

会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の小破修繕（会館整備費補助の対象工事は除く）

備品関係

- ・ ごみ集積場所のリニューアル（ごみネット購入、清掃用具の一新）
- ・ テントの買い替え
- ・ 会館備品購入（机、椅子等）
- ・ 防犯カメラ購入（地域防犯カメラ設置補助の対象は除く）
- ・ 掲示板修繕
- ・ PC 用会計ソフト
- ・ 行事用備品
- ・ 屋内外で使用可能な音響備品
- ・ 防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- ・ 空気清浄機
- ・ 除菌機能付き冷房

行事関係

- ・ ウォーキングイベント
- ・ 花火大会

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行していただくようお願いいたします。

担当 神奈川区地域振興課
TEL 045-411-7086

オレオレ詐欺等の迷惑電話防止対策に効果的な

【防犯対策電話録音機】の無償貸出申請受付中！

令和4年12月1日（木）より原則として65歳以上の方に対象を拡大し、申請を受け付けます。この機会に是非ご利用ください。

※ご利用されている方々へのアンケート調査では、「防犯対策電話録音機」を設置したことで、9割以上の方が詐欺被害防止に効果があり、安心できるとご回答頂いております。

1 【対象となる世帯】（※神奈川区内の世帯に限ります）

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上のみで構成される世帯
- (3) 同居している人が勤務等で不在のため、日中は65歳以上のみの世帯

2 【貸出台数】

110台（予定）

固定電話に接続して
使用します。



3 【募集期間】

先着順で、令和5年3月17日（金）まで
（※貸出台数に達した時点で終了となります）

4 【申込方法】

申請書に必要事項記入のうえ、申込者の本人確認書類（運転免許証・運転経歴証明書・保険証等、65歳以上であることが確認できるもの）の写しを添えて、神奈川区役所地域振興課（505窓口）へご持参、若しくは郵送でお申込みください。

※申請書は、区役所本館5階地域振興課（505窓口）・神奈川区内の地区センター・地域ケアプラザでも配布します。神奈川区のホームページからもダウンロードできます。

神奈川区 防犯対策電話録音機

検索

5 【その他】

- ◆貸出の可否は、郵送にて通知します。
- ◆機器は区役所でお渡ししますので、神奈川区役所本館5階505の窓口までお越しください。
- ◆機器の設置は、ご自身で行ってください。
- ◆ご利用者を対象に後日アンケートをお送りしますので、ご協力をお願いします。
- ◆裏面に「申請書」がありますので、ご利用ください。

6 【お申込み・お問合せ先】

神奈川区役所地域振興課（防犯担当）

電話：411-7095 FAX：323-2502

住所：〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

特殊詐欺等撃退機器貸与申請書

年 月 日

(申請先)

神奈川県長

郵便番号 ()

申請者 住所

氏名

電話 ()

特殊詐欺等撃退機器を貸与願いたいので、神奈川県特殊詐欺等撃退機器貸与事業実施要綱第4条1項の規定により、次のとおり申請します。

申請にあたっては、特殊詐欺等撃退機器貸与事業実施要綱を遵守するとともに、区の審査に必要な利用者および同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を閲覧確認することに同意します。また、横浜市暴力団排除条例に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

利用者および設置する場所

住所	(〒) 神奈川県		
氏名	フリガナ		
電話番号	045 - () - ※機器を設置する固定電話番号です。		
生年月日	年 月 日	年齢	歳
世帯区分	<input type="checkbox"/> 高齢者単身世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 日中高齢者のみとなる世帯		
その他必要な事項			

- 1 氏名等の確認のため、申請時に申請者本人の確認ができる書類をご提示ください。(免許証・運転経歴証明書・保険証等)
- 2 台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- 3 申請後に区役所で審査のうえ、機器貸与・不貸与を決定し、その旨を文書でお知らせします。
- 4 貸与が決定された場合、機器は神奈川県役所でお渡しします。(配送はしません。)
- 5 機器の設置は、貸与された方自身で電話機への接続を行ってください。

公共機関がATMからお金を返すことは絶対にありません！ それは詐欺です！

区役所や市役所等と名乗り、医療費や保険料の還付（払い戻し）の手続きと偽って、ATM等から振り込み手続きをさせる「還付金詐欺」が急増しています。

横浜市などの公的機関や金融機関の職員が、還付金（払い戻し）手続きのためにATM操作を依頼することは絶対にありません。だまされないようくれぐれもご注意ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



NEW! 新規登録団体の紹介

区民活動支援センターに新しく登録された団体のご紹介です！
見学したい・体験したいなど各詳細につきましては、お気軽に区民活動支援センターまでお問合せください。

語学・国際交流 7

登録名：神奈川県日本語教室の会 「ちゅうりっぷ」

内容：無料の日本語教室

場所・時間

- 菅田地域ケアプラザ
第1・第3金曜日 / 10:00～11:30
 - 神之木地域ケアプラザ
第3土曜日 / 15:30～17:00
 - 新子安地域ケアプラザ
第1金曜日 / 18:30～20:00
- 【申込み・問合せ】
kanagawa.tulip.info@gmail.com

福祉・社会活動 32

登録名：特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター

活動内容

「住民主体の住まいのまちづくり」の普及、
推進を支援。
・空き家総合相談窓口



スポーツ・健康 11

登録名：神奈川大学アイスホッケー部

活動内容

関東大学アイスホッケーリーグ1部B所属。
横浜市を中心として、地域貢献、人材育
成、アイスホッケーの普及活動



福祉・社会活動 31

登録名：フルリール

活動内容

カサンドラ症候群の
セルフヘルプグループ活動



子育て関係 13

登録名：Our Place

活動内容

横浜市内で、こども・子育て支援のイベント
を展開する。親子社会科見学と相談会



かながわ区

神奈川県連合町内会自治会連絡協議会2022年度承認

12.1
月号

区民活動支援センターだより

～生涯学習・市民活動で活躍している人や何かを始めたい人を応援する情報誌です～



区民活動
支援センターHP

～CONTENTS～

- P.1 みんなの文化祭「演奏部門」観覧募集
- P.2 編集ボランティアのページ
「神奈川県消防団を知ろう！」
- P.3 活動PRポスター展、ZOOMの活用支援講座報告
- P.4 新規登録団体の紹介

NO.185 2022.12.1発行



GLOBAL EYE

今年度最後の開催

観覧者募集

みんなの文化祭

想いのバトンをつなげよう

part2



申込をする方は区民
活動支援センターHP
情報掲載ページへ

- 場所：神奈川県役所本館5階大会議室
- 事前予約制(各回定員枠に達し次第締切ります)
- 申込みは、センター窓口またはメール、FAXにて(申込用紙は窓口かホームページで入手できます)

1 / 23
(MON)

10時～11時

グループ・フィオレンテ
ピアノの伴奏に合わせて
素敵な歌を披露します♪

11時～12時

前田 みどり
ヴァイオリン演奏♪

13時～14時

マハロ六角橋

ベース・ウクレレ
スチールギターによる演奏！

14時～15時

ギター弾き語り
タートル7(セブン)
歌謡曲から童謡まで弾き語
りで歌います♪

15時～16時

かながわウカレレ
おやし〜ず
楽器演奏に合わせて歌い
ます♪

※掲載されている内容は、予告なく変更になる場合がありますので、事前にホームページ等でご確認ください。

- ◆区民活動支援センターだよりは、VOICE神奈川さんにより音声録音されたCD版があります。CDの貸出をご希望の方は区民活動支援センターまで。また当センターにて聞くこともできます。
- ◆配布場所：神奈川県区民活動支援センター・区内区民利用施設・区内駅PRボックスなど

発行：神奈川県区民活動支援センター 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川県役所本館5階 507窓口 開館時間(月～金 午前8時45分～午後5時/土日・祝日・年末年始は休館)
TEL 045-411-7089 FAX 045-323-2502
kg-shiencenter@city.yokohama.jp 担当：山下・黄・山田・櫻井

神奈川県消防団を知ろう！

神奈川区の防災は女性94名を含む430名（令和4年10月1日現在：充足率100%）の消防団員と190名の消防職員で守られています。神奈川消防団員の平均年齢は49歳、非常勤・特別職の公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき地域で活躍しています。

わたしたち☆神奈川消防団



明るくユーモアあふれる動画 ホームページ

区内の消防団は団本部と地域ごとに振り分けられた9つの分団により構成されています。各分団は可動式ポンプを積載した消防車2～3台・救助器具（はしご・油圧ジャッキ・救命胴衣等）・切断器具（チェーンソー等）・AEDなどを所有しています。いざという時に備え、日頃からこれらの器具の点検整備と取扱い訓練は欠かせません。



実際の火災現場



消防団員

消防団員が援護放水で梯子に乗る消防職員をサポート

神奈川区ではこんろ・たばこ・電気機器などによる火災が令和3年に37件発生しています。

火災が発生すると消防団員全員に斉メールが送信されます。

消防団器具置場から消防器具を搬出し現場に駆け付けた消防団員が先着した場合、ためらうことなく初期放水を行い、消防職員と連携して消火活動を実践します。



普段は海の近く、住宅密集地など地域特性を考慮した訓練を分団ごとに月数回行います。

コロナ禍で区内全9分団が集まる訓練ができていませんでしたが、3年ぶりの開催となった夏季訓練会では日頃の成果を発表し結束を高めました。

年末年始の火の用心見廻りなどは地域コミュニケーションを保つ大切な行事です。

消防団員は火災消火だけではなく、集中豪雨や台風災害時に住民の避難誘導や救助活動を行います。

私たちは色々な災害に対応できるように日々訓練しています。市民の災害対応力と防災スキルアップの一環として、救命法や初期消火等の指導も行っています。是非、消防団を活用してください。



消防団員 鈴木典子さん 消防団長 角田伯雄さん 消防署係長 佐藤鉄平さん

意欲があって積極的に活動してくれる方、是非参加してほしいです。

消防団員は普段、仕事や学業など本業を持つ方が多いです。随時新しい団員が入ることにより消防団が活性化することも大切です。

そんな中、神奈川消防団では、令和4年4月1日から10月1日までに29名が入団しました。

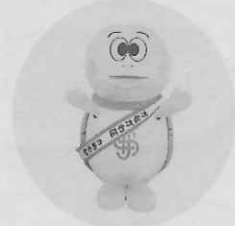
区民活動支援センターからの報告ページ

活動PRポスター展を開催しました



10月5日（水）～14日（金）に神奈川区役所別館1階区民ホールで「区民活動支援センター活動PRポスター展」を開催しました。区民活動支援センターに登録している「かながわ区民助っ人BANK」と「利用登録団体」のポスター掲示を行い、104枚ものポスターで区民ホールが華やかに彩られました。

2年以上続くコロナ禍で、登録されているみなさんの活動をPRする機会が減っているため、たくさんの方にご覧いただけるよい機会となりました。活動に興味がある方は、センターのホームページをご覧ください。



Zoomの活用支援講座を開催しました！

9月に区内で地域活動をされている方を対象としたZoomの活用支援講座を開催しました。2回のコースともに定員を超える応募をいただきました。助っ人BANK登録のNPO法人 SIDE BEACH CITY.の高見知英さんを講師に迎え、Zoomについて分かりやすく説明していただきました。

地域で活動している参加者同士のつながりもでき、有意義な時間となりました。

区民活動支援センターでは、登録団体の方に交流室をご利用いただく際、Zoomを利用できるタブレット端末を貸し出しています。

オンライン会議の環境にお困りの方は、ぜひご利用ください。※要事前予約



Zoomの活用について話を聴く参加者のみなさん

区民活動支援センターの登録に関することは神奈川区役所5階507窓口まで。お問合せ：045-411-7089

